

総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線局免許  
手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる  
規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以  
下「対象規定」という。）は、これを加える。

出 発 地	出 発 地
<p>別表第二号第2 地一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>〔様式 略〕</p> <p>〔注1 略〕</p> <p>〔2～20 略〕</p> <p>21 21の欄は次によること</p> <p>〔(1)～(13) 略〕</p> <p>〔14〕 5G基地局（設備規則第49条の2に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局のうち2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,645MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。以下この(14)において同じ。）にあつては、申請者が<u>全</u>国において初めて開設するものであるときは、<u>免</u>許の有効期間における5G基地局の<u>導</u>入計画及び当該計画が<u>確</u>実に<u>実</u>施される根拠を記載すること。</p> <p>〔15〕 〔略〕</p> <p>〔22～24 略〕</p> <p>〔別表第二号第3～別表第十号 略〕</p> <p>別表第十一号 外国の<u>無線局</u>等の運用許可申請書の様式（第30条の2第4項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>〔様式 略〕</p> <p>〔注1 略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 2の欄は、次によること。</p> <p>(1) ①の欄は、申請に係る外国の<u>無線局</u>等と通信の相手方を同じくする特定無線局の包括免許の番号を記載すること。</p> <p>(2) ③の欄は、申請に係る外国の<u>無線局</u>等と通信の相手方を同じくする特定無線局の通信の相手方を「免許人所属の基地局」、「イソナルサツシステムの人工衛星局」のように記載すること。</p> <p>(3) ④の欄は、必要とする占有周波数帯幅、電波の型式、周波数の範囲及び空中線電力を記載すること。この場合において、空中線電力は、運用する全ての外国の<u>無線局</u>等の空中線電力のうち、最大の値のものを記載すること。</p> <p>(4) ⑤の欄は、「平成何年総務省告示第何項第何号に該当」のように記載するほか、次の事項を記載すること。</p>	<p>別表第二号第2 〔同左〕</p> <p>〔様式 同左〕</p> <p>〔注1 同左〕</p> <p>〔2～20 同左〕</p> <p>21 〔同左〕</p> <p>〔(1)～(13) 同左〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔14〕 〔同左〕</p> <p>〔22～24 同左〕</p> <p>〔別表第二号第3～別表第十号 同左〕</p> <p>別表第十一号 外国の<u>無線局</u>等の運用許可申請書の様式（第30条の2第4項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>〔様式 同左〕</p> <p>〔注1 同左〕</p> <p>〔2 同左〕</p> <p>3 〔同左〕</p> <p>(1) ①の欄は、申請に係る外国の<u>無線局</u>等と通信の相手方を同じくする特定無線局の包括免許の番号を記載すること。</p> <p>(2) ②の欄は、申請に係る外国の<u>無線局</u>等と通信の相手方を同じくする特定無線局の通信の相手方を「免許人所属の基地局」、「イソナルサツシステムの人工衛星局」のように記載すること。</p> <p>(3) ③の欄は、必要とする占有周波数帯幅、電波の型式、周波数の範囲及び空中線電力を記載すること。この場合において、空中線電力は、運用する全ての外国の<u>無線局</u>の空中線電力のうち、最大の値のものを記載すること。</p> <p>(4) ④の欄は、「平成何年総務省告示第何項第何号に該当」のように記載するほか、次の事項を記載すること。</p>

〔(ア)・(イ) 略〕  
(5) ⑤の欄は、その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。  
〔4・5 略〕

〔(ア)・(イ) 同左〕  
(5) ⑤の欄は、その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。  
〔4・5 同左〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。